

岩手県告示第30号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成30年1月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 奥州市、花巻市及び盛岡市
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年10月11日から平成30年3月16日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量及び車載写真レーザ測量）